## オミクロン株陽性者の 濃厚接触者対応について

別添•R3.12.22改訂

## <自宅等において待機している場合>

- 厚生労働省から連絡を受けた自治体が、本人に聞き取り調査を実施。
- 本人に聞き取り調査を行った結果、厚生労働省から連絡を受けた保健所が管轄外の場合は、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。
- 〇 健康観察は滞在地の自治体で実施。本人が移動等を行うことにより、滞在地が変更となった場合には、現に本人が 滞在している自治体に引き継ぎを行う。

## <検疫所が確保する施設(以下「検疫施設」という。)で待機している場合>

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合
  → 退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合
  - →濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。ただし、入所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地 を管轄する自治体との情報共有を実施。また、自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整を 行う。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で<u>6時間以内</u>の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体 は濃厚接触者を迎え入れる。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で<u>6時間以上</u>の場合は、<u>住所地を管轄する自治体が所在地を管轄する自治体に対応を協議</u>することとする。
- ここでは運転者が1名という前提であり、複数名で交替して運転する場合はこれに依らない。
- <u>いずれにしても移動手段は公共交通機関を使わないこととし、バス、ハイヤー、レンタカーなどを想定。</u>
  - これらについて、住所地を管轄する自治体は自ら手配するほか、民間業者に委託することも可能である。
- ※検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設、自宅療養中の生活支援等に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。